

14. 清涼飲料水製造業

- 生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業です。
- 旧19号の営業ではジュース、コーヒー等の製造ができることとしていましたが、本号では旧第20号に規定されていた乳酸菌飲料製造業（生乳を使用しないものに限る。）を統合し、上記の食品製造ができるようになりました。

